

## 第2節 防災責任者の処理すべき事務または業務の大綱

### 1 防災関係機関の責務

1 防災関係機関の責務	—	(1) 町の責務
		(2) 指定地方行政機関の責務
		(3) 指定公共機関および指定地方公共機関の責務

#### (1) 町の責務(災害対策基本法、[以下「法」という]第5条)

町は、基礎的な地方自治体として、町の地域ならびに町民の生命、身体および財産を災害から保護するため、関係機関の協力を得て町の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施する責務を有している。

町長は、この責務を遂行するため、消防機関等の組織の整備ならびに町の区域内及び管轄する公共的団体等の防災に関する組織及び町民の隣保互助の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、町の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

#### (2) 指定地方行政機関の責務(法第3条)

指定地方行政機関は町民の生命、身体および財産を災害から保護するため、町、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に協力して防災活動を実施する。

指定地方公共機関の長は、町の防災活動が円滑に実施されるよう必要な勧告、指導、助言、その他適切な措置を取らなければならない。

#### (3) 指定公共機関および指定地方公共機関の責務(法第6条)

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成して、法令に基づいてこれを実施するとともに、町の防災計画の作成および実施が円滑に行われるようにその業務について町に対して協力する責務を有している。